

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成29年12月4日（月） 午前9時30分～午前10時20分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1		2	吉岡 きみ子	3	長岡 誠一	4	尾山 満則
5	西岡 輝治	6	台越 正洋	7	菊池 啓二	8	森岡 芳文
9	菊地 正夫	10	幸野 登吉	11	上田 健二	12	川本 由紀美
13		14	山首 憲市	15	沖田 辰夫	16	宮浦 実
17	石岡 猶一	18	中岡 京子	19	池田 雄一	20	森永 茂史
21	橋本 英司	22	都築 孝壽	23	水本 福泉	24	池浦 萬里子
25	丸井 幸造	26	山本 多喜男	27	垣見 正志	28	西内 清信
29	大本 昭裕	30	武知 明	31	城本 豊子	32	中本 祐市
33		34	久保 壽男	35	浅野 誠司	36	往見 康範
37	菊地 久美子	38		39	請田 竹男		
④	欠席委員	1	池田 幸二	13	矢野 正祥	33	坂 幹幸
		38	有友 章治				
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）	
		都築専門員（農政）		武田主査（農地）			
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		井上課長補佐		松田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第85号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人 報告について					
		議案第86号 非農地証明について					
		議案第87号 大洲市農地台帳の公表等に関する事務取扱規定の一部 改正について					
		議案第88号 農用地利用集積計画の決定について					

事務局（局長）	只今から平成29年第12回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、1番 池田幸二委員、13番 矢野正祥委員、33番 坂幹幸委員、38番 有友章治より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、11番 上田健二委員並びに12番 川本由紀美委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>1番、東大洲の土地、田1筆・1, 238㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、水稻の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人及び両親が必要な期間従事します。</p> <p>2番、菅田町菅田の土地、樹園地2筆・合計224㎡。こちらも売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、果樹の栽培を行う予定です。</p> <p>農業は、譲受人及び母と弟が年間を通して従事します。</p> <p>3番と4番、関連案件です。</p> <p>3番、菅田町菅田及び富士の土地田1筆と畑1筆・合計1, 270㎡。こちらは贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、水稻及び野菜の栽培を行う予定です。</p> <p>4番、肱川町宇和川の土地樹園地1筆・4, 444㎡。こちらは3年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、果樹の栽培を行う予定です。</p> <p>いずれも農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>5番 新谷の土地、田2筆、畑1筆、樹園地6筆・合計3, 812㎡。こちらは贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、水稻、野菜及び果樹の栽培を行う予定です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>6番、新谷の土地、畑1筆・136㎡も贈与による所有権の移転です。</p>

所有権移転後も引き続き、野菜の栽培をします。
農業は、譲受人及び母が必要な期間従事します。
7番、戒川の土地、畑1筆・1, 975㎡も贈与による所有権の移転です。
所有権移転後も引き続き、野菜の栽培をします。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
8番と9番関連案件です。
8番、河辺町植松の土地、樹園地4筆・合計3, 263㎡も贈与による所有権の移転です。
所有権移転後も引き続き、果樹の栽培をします。
農業は、譲受人及び母が年間を通して従事します。
9番、同じく河辺町植松の土地、樹園地2筆・合計1, 633㎡も贈与による所有権の移転です。
所有権移転後も引き続き、果樹の栽培をします。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
10番と11番関連案件です。
10番、河辺町植松の土地、田3筆・合計2, 696㎡は売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、農地の整備を行い、水稻の栽培を計画しています。
11番、同じく河辺町植松の土地、田1筆・761㎡も売買による所有権の移転です。
所有権移転後も引き続き、水稻の栽培をします。
いずれも農業は、譲受人及び父が必要な期間従事します。
12番、河辺町川崎の土地、田1筆・472㎡も売買による所有権の移転です。
所有権移転後は整備を行い、果樹の栽培を計画しています。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
以上、12件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

3番

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。
1番は売買による所有権移転です。
申請地は、大洲法務局の南に約1kmにある農地で、譲受人の自宅近くにある田1筆です。
現在は保全管理の状態になっております。
譲受人は両親とともに水稻を中心に農業経営されており、農地取得後についても問題はないと思います。
申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。
以上、ご審議をよろしくご説明いたします。

議長（会長）

続きまして、2番から4番まで関連がありますので、併せて申し上げます。

11番

2番から4番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料 2 ページから 4 ページまでを合わせてご覧ください。

まず、2 番案件です。

売買による所有権移転になります。

申請地は、菅田公民館の東約 7 0 0 m にある畑 2 筆で現在は若干遊休化しております。

譲受人は同じ地区内で大規模に農業経営をしていますが、今回申請地が自宅裏にあることから整備をし、現在植栽されている果樹を中心に耕作していく予定にしております。

譲受人は、母、弟とともに年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理について不安はないものと考えます。

3 番案件です。

親子間での贈与です。

申請地は、菅田公民館の東南約 9 0 0 m にある田 1 筆と県営富士団地にある畑 1 筆で、どちらも良好に耕作されています。

譲受人は会社員ですが、休日等を利用して営農していくように『新規営農計画書』も提出されました。

4 番案件です。

3 番案件に関連して、親族より樹園地 1 筆を使用貸借にて 3 年間借り受けるものです。

申請地は小藪温泉の東約 2 0 0 m にある樹園地 1 筆で現在は栗が植栽されており、良好に管理されております。

譲受人は引き続き管理を行いながら、産直市への出荷等を計画しているということです。

以上 3 件につきましての調査結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま

す。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

続きまして、5 番と 6 番が関連していますので、併せてお願ひします。

1 9 番

5 番と 6 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料 5 ページと 6 ページを合わせてご覧ください。

5 番案件は、親子間での贈与による所有権の移転です。

申請地は新谷公民館の南約 5 0 0 m の場所に点在しておりますが、すべての農地が良好に管理されておりました。

譲受人は市内の別の場所で生活しておりますが、たびたび実家に戻り、お父さんと一緒に農業をされているため、管理に問題はないと思ひます。

続いて、6 番案件です。

これも親子間での贈与になります。

申請地は J R 五郎駅から東南に約 6 0 0 m にある畑 1 筆で、現在は保全管理の状態です。申請地に隣接する場所に住む娘さんが譲受人となり、今後は露地野菜の栽培を行うとのこと

です。以上 2 件につきましての調査結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま

す。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

続きまして、7 番。

31番

事務局職員と現地調査を実施しましたので、ご報告します。

7番案件について、ご説明いたします。議案説明資料7ページをご覧ください。

7番は贈与による所有権移転です。

申請地は、旧戒川小学校から直線で東に約2kmにある畑1筆で、以前は遊休化していた農地でした。しかし、申請地に隣接する場所に住んでいる譲受人が草刈りをし、一部畑へ復元もしております。今回、同じ地区に住む譲渡人のおじより、管理を任せられ、贈与の申請に至っています。

譲受人夫婦ともに年間を通して農業に従事されており、農地取得後についても露地野菜の栽培を予定していることから、問題はないと思います。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、8番から12番まで関連がありますので、併せてお願いします。

37番

8番案件から12番案件の5件につきましては、私の方で調査させていただきましたので、合わせてご説明いたします。

議案説明資料8ページから12ページまでをご参照ください。

8番案件、9番案件は関連です。

8番、9番ともに贈与による所有権移転です。

譲渡人が市外に住まわれており、耕作できないことから地元で引き受けてもらう人を探していたところ、話がまとまり今回の申請に至っております。

申請地は、市役所河辺支所の南約1.2kmにある農地で栗が植栽され良好に管理されておりました。

譲受人も年間を通して農業に従事しており今後の管理に問題はないと思われまます。

10番、11番は譲受人が同一となる関連案件です。

どちらも売買による所有権移転となります。

譲渡人が双方とも大阪在住であり、農地が管理できないとのことで今回の申請となっています。

申請地は先程の案件の場所付近であり、11番案件の田については現在も良好に耕作されています。また10番案件については、遊休化していますが、整備を行い、田として利用する計画になっています。

譲受人は年間を通して農業に従事しており、移転後の管理に不安はないものと思われまます。

続いて、12番案件です。

売買による所有権移転です。

申請地は、河辺中学校から直線で北に約2.3kmの山間に位置する農地となります。現在は草刈等の管理がされているだけですが、譲受人の自宅付近にあることから、今後整備し、果樹を植栽されるということです。

譲受人は夫婦で年間を通して農業に従事しており、移転後の管理についても問題ないと思います。

	<p>8番案件から12番案件までの5件につきましては、議案説明資料に記載のとおり、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>以上、5件のご審議をよろしく願います。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありました、何かご質疑はございませんか。</p>
25番	<p>事務局にお尋ねしたいのですが、議案説明資料の3ページの調査結果の申請地面積が4,444㎡となっていますがこれでいいのかどうかと、5番案件の調査結果の現在の経営面積と申請地の面積が3,812㎡で同じなのですが、これは記載の誤りでしょうか。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>ご説明いたします。</p> <p>まず、3番案件と4番案件の面積についてですが、現在の経営面積は田505㎡と畑765㎡の内の9分の3、按分した面積となっております。世帯間での移動になりますので、4番案件の4,444㎡の分だけを申請地の面積と合わせ30a以上ありますので、5,250.75㎡と面積がなっています。複雑なものとなっております、誠に申し訳ございません。次に、5番案件につきましても、居住している家は別ですが、親子間での移動であり、経営面積と申請地面積と合計面積が同じ面積となっております。世帯間での移動ですので、ご理解の程よろしく願います。</p>
25番	<p>分かりました。</p>
議長（会長）	<p>他にご意見はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （主査農政係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の13ページから17ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番、中村字齒朶垣の土地1筆です。</p> <p>申請人は手広く農業を営んでおり、また、所有の農機具や資材等の保管場所が点在しているため不便であることから、農機具等を集約し保管・管理をするため、申請地に新たに農業用倉庫を建築するものです。</p>

	<p>申請地は、大洲市の中心部から北に約1.1kmのところの位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料13ページをご確認ください。</p> <p>以上、1件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。</p>
2番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。説明資料の13ページから17ページをご覧ください。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地であることから、問題ないと考えます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可が有り次第自己資金にて着工するとのことであり、問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>また、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する東側の宅地及び北側の農地につきましては、自己所有地でありますし、また、造成の際には土留工を設けて、土砂の流出に十分注意されるとうことでありますので、問題ないと考えます。</p> <p>よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページ並びに別紙議案説明資料の18ページから22ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、新谷の土地、76㎡の案件は、現在、両親と同居しているが、家族が増え手狭になったことから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を父より使用貸借しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、</p>

	<p>生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。</p> <p>以上、1件でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
20番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の18ページから22ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、19・20ページの位置図のとおり、新谷中学校の北、約280mに位置する農地です。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関の融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、21ページの地番地目図のとおり周囲に農地がないことから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第85号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>説明に先立ち、訂正をお願いします。</p> <p>標題の「農業生産法人」から「農地所有適格法人」へ訂正をお願いします。</p> <p>それでは、議案第85号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。</p> <p>議案書6ページ及び議案説明資料の23ページを合わせてご覧ください。</p> <p>当議案では、前年度の事業状況報告がありました『農事組合法人たいよう農園』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。</p>

スクリーンに要件を写しておりますので、ご覧ください。

農事組合法人たいよう農園です。

確認要件は4つとなっています。

一つ目、法人形態は、農事組合法人です。

二つ目、事業要件ですが、すべてが農業による売上になりますので、要件を満たしております。

三つ目、議決権要件ですが、議決権11口のうち、8口が農業関係者になりますので、これも要件を満たしております。

四つ目、役員要件。役員3名とも農業の常時従事者であり、なおかつ農作業に従事する者が1名以上いるため、この要件も満たしております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま。ご審議をよろしくお願ひします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませぬか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することにご異議はございませぬか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第86号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第86号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書7ページ並びに別紙議案説明資料の24ページから31ページまでを併せてご覧ください。

1番、森山の土地、2筆538㎡の案件は、農地法施行（昭和27年10月21日）前から非農地。及び自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございませぬ。

申し出によりませぬと、申請地上段は、祖父が昭和14年に隣接宅地に醤油醸造元を開店してから資材置場等として利用されており、その後農地として利用されたことはいませぬ。また、申請地下段は、20年以上耕作放棄し、雑木等が繁茂して、農地への復旧が著しく困難な状態である。とのことでございませぬ。

2番、河辺町植松の土地、8筆、4,500㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございませぬ。

申し出によりませぬと、申請地は、山間の斜面地で耕作道路もなく、以前は栗を収穫していたが、平成3年に父が亡くなってからは、遠隔地のため耕作を放棄していたところ、周囲の山林の影響を受け雑木等が繁茂し、農地への復旧が著しく困難な状態となったとのことでございませぬ。

以上2件、10筆、5,038㎡でございませぬ。

ご審議の程お願ひいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

15番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。
議案書7ページ及び議案説明資料の24ページから28ページを参考にしてください。

申請地は、25ページ位置図のように大川連絡所から南東に360m程のところに位置する農地です。

申請によりますと、上段の申請地は、祖父が昭和14年に隣接宅地に醤油醸造元を開店してから資材置場として利用されており、その後農地として利用されたことはなく、また下段の申請地は、20年以上耕作放棄し、雑木等が繁茂して、農地への復旧が著しく困難な状態である。との申し出です。

申請者の申し出、近隣住民の証言、現地調査による状況から、上段の申請地は、農地法施行前から非農地として利用されていたものと考えられ、また下段の申請地は、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができ、また、農地への復旧には、竹や雑木の状況から開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、2番。

37番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の29ページから31ページを参考にしてください。
申請地は、30ページ位置図のように河辺支所から南南東に1.5km程のところに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は山間の斜面地で耕作道路もなく平成3年に父が亡くなってからは耕作管理を放棄しており、周囲の山林の影響を受け雑木等が繁茂し、農地への復旧が著しく困難な状態となっている。との申し出です。

申請地は、現地調査では写真のように、一部に復元が可能ではないかと思われるところもありましたが、全体的な樹木の生育状況から、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができました。

なお、農地への復旧には、雑木等の状況からも開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められ、また、一部は復元が可能かもしれませんが、仮に復旧できたとしても赤道がわからないような状況であり、進入する道がありませんので営農は非常に困難であると思われま。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第 87 号「大洲市農地台帳の公表等に関する事務取扱規定の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農地係)	議案書 8 ページの議案第 87 号「大洲市農地台帳の公表等に関する事務取扱規定の一部改正について」をご説明いたします。 土地改良法等の一部改正によりまして、土地改良区が農地の所有者・耕作者等に係る情報を円滑に把握することができるよう、農地法施行規則の一部が改正されたため、本規程につきましても改正しようとするものでございます。 改正の内容につきましては、議案説明資料に新旧対照表を載せておりますので、こちらで説明させていただきます。 2 枚綴りのもので、32 ページ大洲市農地台帳の公表等に関する事務取扱規定新旧対照表をご覧くださいと思います。 表の右側が改正前、左側が改正後でございまして、左側の改正部分について赤字で記載しております。 改正内容につきましては、33 ページの第 8 条見出しの部分ですが、農地台帳の記録事項の提供先として、今回土地改良区が追加されたことから、「農地中間管理機構」を「農地中間管理機構等」に改正いたします。 第 2 項は、土地改良区に対し、農地台帳に記載している情報の内、提供を行なう内容について新たに加えるものです。 また、第 2 項を加えたことにより、第 2 項を第 3 項にし、説明文の「前項」のところを「前 2 項」に、また第 3 項を第 4 項にし、説明文の「機構」のところを「機構又は土地改良区」にそれぞれ改正いたします。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特に、ご質疑もないようですので、説明のあった規定を一部改正することに、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、大洲市農地台帳の公表等に関する事務取扱規定を一部改正することに決定いたしました。 次に、議案第 88 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農政係)	議案第 88 号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。 議案書の 9 ページをご覧ください。

1 番 引き続き飼料を栽培するため、賃借権を1年間設定しようとするものです。

2 番 新たに農地を借り受けて、飼料米及び麦を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

3 番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

4 番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

5 番 引き続き葉たばこを栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

6 番から12番 新たに農地を借り受けて、水稻又は野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

13番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

14番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

15番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

16番 引き続き、松苗を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、16件・21筆、合計32,435㎡。

続いて、転貸の案件です。

議案書13ページをご覧ください。

先程利用権設定3番で説明しました農地について、裏作として借受人が役員を務める農事組合法人グリーンたいきに転貸するもので、11月から5月の期間において麦を栽培しようとするものです。

以上、転貸利用権設定、1件・1筆、1,570㎡です。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書14ページをご覧ください。

1番は、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により喜多山の農地を取得しようとするものです。

以上、所有権移転・件筆数、1件・2筆、合計1,424㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
